

7 市 協 第 9 号
令和7年4月14日

圓谷 年雄 様

須賀川市長 大寺 正晃



申入書の取扱いについて（通知）

日頃から市政各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日、提出のありました申入書については、内容の精査、庁内での調整等も必要であることから、一定程度の時間を要することとなりますので御理解願います。

なお、人権擁護の相談に関する担当は、市民協働推進課になることを申し添えます。

【事務担当 市民協働推進課市民活動支援係 電話（直通）0248-94-4432】